

令和 7 年 第 6 回

筑紫野市議会定例会議案書

筑紫野市

令和 7 年 1 月 3 日提案

(余白)

令和7年第6回筑紫野市議会定例会議案目録

同意第16号	筑紫野市教育委員会教育長の任命について	5
同意第17号	筑紫野市教育委員会委員の任命について	9
報告第11号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）	11
議案第57号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第58号	筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第59号	筑紫野市土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について	17
議案第60号	筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第61号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第62号	筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	29
議案第63号	筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第64号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第65号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第66号	筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	39
議案第67号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第68号	筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定について	53
議案第69号	筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について	55
議案第70号	筑紫野市公園条例の一部を改正する条例の制定について	59

議案第 7 1 号	筑紫野市法定外道路の管理に関する条例の制定について -----	6 1
議案第 7 2 号	筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について -----	6 9
議案第 7 3 号	筑紫野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定に ついて -----	7 1
議案第 7 4 号	筑紫野市水道事業給水条例及び筑紫野市下水道条例の一部を改正 する条例の制定について -----	7 3
議案第 7 5 号	指定管理者の指定について -----	7 7
議案第 7 6 号	指定管理者の指定について -----	7 9
議案第 7 7 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 6 号）について -----	8 1
議案第 7 8 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） について -----	8 3
議案第 7 9 号	令和 7 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) について -----	8 5
議案第 8 0 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に ついて -----	8 7
議案第 8 1 号	令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） について -----	8 9
議案第 8 2 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について --	9 1
議案第 8 3 号	令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について-	9 3

同意第16号

筑紫野市教育委員会教育長の任命について

下記の者を筑紫野市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月3日提出

筑紫野市長 平井一三

記

氏名 ちからやすのり
主税保徳（69歳）

住所 筑紫野市大字山家

理由

上野二三夫氏が令和7年12月31日をもって任期満了となるため

経歴書

氏名 ちか ら やす のり
主税保徳 (69歳)
住所 筑紫野市大字山家

学歴

昭和54年 3月 福岡教育大学教育学部小学校教員養成課程数学科卒業

職歴

昭和54年 4月 福岡県教育委員会採用
春日市立春日西小学校教諭
昭和60年 4月 那珂川町立岩戸小学校教諭
昭和63年 3月 福岡県教育委員会退職
昭和63年 4月 広島大学附属小学校文部教官教諭採用
平成4年 3月 広島大学附属小学校文部教官教諭退職
平成4年 4月 福岡県教育委員会採用
福岡県教育センター教科第一研究室研究主事
平成7年 4月 福岡県教育庁福岡教育事務所春日市派遣指導主事
平成10年 4月 福岡県教育庁福岡教育事務所指導主事
平成14年 4月 那珂川町立岩戸小学校教頭
平成17年 4月 筑紫野市立筑紫東小学校校長
平成21年 4月 福岡県教育庁教育振興部義務教育課主任指導主事
平成23年 4月 福岡県教育庁福岡教育事務所
主幹指導主事兼教育指導室長兼教育相談室長
平成24年 4月 福岡県教育庁教育振興部義務教育課主幹指導主事
平成27年 4月 福岡県教育庁福岡教育事務所所長
平成29年 3月 福岡県教育委員会退職
平成29年 4月 福岡教育大学教職大学院特任教授就任
令和2年 1月 福岡県農業大学校外部講師就任

令和 4年 3月 福岡教育大学教職大学院特任教授退任
令和 5年 4月 福岡教育大学教職大学院講師就任 現在に至る
令和 6年 5月 福岡県農業大学校外部講師退任

公職歴・その他

平成 26年 4月 山家2区 区長就任
平成 28年 3月 山家2区 区長退任
平成 29年 6月 宇美町立宇美東中学校運営協議会委員就任
平成 30年 4月 春日市立春日西小学校運営協議会委員就任 現在に至る
令和 元年 4月 筑紫野市立山家小学校運営協議会委員就任 現在に至る
令和 2年 4月 大野城市立大野東小学校運営協議会委員就任 現在に至る
令和 3年 3月 宇美町立宇美東中学校運営協議会委員退任
令和 5年 4月 春日市立春日東中学校運営協議会委員就任 現在に至る
令和 7年 4月 筑紫野市農業委員就任 現在に至る

(余白)

同意第17号

筑紫野市教育委員会委員の任命について

下記の者を筑紫野市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年12月3日提出

筑紫野市長 平井一三

記

氏名 たかはらともえ
高原朋恵（50歳）

住所 筑紫野市大字立明寺

理由

潮見眞千子氏が令和7年12月20日をもって任期満了となるため

経歴書

氏名 高原ともえ
（50歳）
住所 筑紫野市大字立明寺

学歴

平成10年 3月 大東文化大学経済学部経済学科卒業

職歴

平成10年 4月 株式会社大阪有線放送入社
平成11年 2月 株式会社大阪有線放送退社
平成11年 4月 日本電信電話株式会社入社
平成12年 3月 日本電信電話株式会社退社
平成12年 4月 富士通株式会社入社
平成13年 3月 富士通株式会社退社
令和4年 1月 特定非営利活動法人男女・子育て環境改善研究所勤務
令和5年 3月 特定非営利活動法人男女・子育て環境改善研究所退職

公職歴・その他

平成25年 4月 立明寺子ども会育成会会长就任
平成26年 3月 立明寺子ども会育成会会长退任
平成27年 4月 立明寺子ども会育成会会长就任
平成28年 3月 立明寺子ども会育成会会长退任
令和4年 4月 筑紫野市立山口小学校PTA副会長就任
令和5年 4月 山口コミュニティ運営協議会広報委員長就任 現在に至る
令和6年 3月 筑紫野市立山口小学校PTA副会長退任
令和6年 4月 地域学校協働活動推進員就任 現在に至る
令和7年 4月 筑紫野市立天拝中学校PTA副会長就任 現在に至る
令和7年12月 筑紫野市民生委員・児童委員就任 現在に至る

報告第 11 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年12月3日提出

筑紫野市長 平井一三

専決第6号

損害賠償の額を定めることについての専決処分書

令和7年8月7日午前9時から11時頃、筑紫野市立筑紫野中学校の敷地内において、草刈り機を使用して除草作業を実施していた際に、道路を隔てた個人の家の玄関のドアに石が飛んで当たり、玄関ドアのガラスに約1mのひび割れを発生させたものである。

これに対する本件の損害賠償の額を下記のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償額 金99,000円

2 損害賠償の相手方

個人（市内在住）

3 当事者

筑紫野市長 平井一三

4 内訳

相手方	区分	事故賠償額	賠償共済額	市負担額
個人		99,000円	99,000円	0円

令和7年11月10日専決

筑紫野市長 平井一三

議案第 57 号

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

17 第4条第2項の規定にかかわらず、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間、市長の給料月額については、828,000円とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 58 号

筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市財政調整基金条例の一部を改正する条例

筑紫野市財政調整基金条例(昭和39年筑紫野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを除く。)を次のように改める。

第2条 每年度基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条の2ただし書の規定に基づき、各会計年度において決算剰余金を生じたときは、決算剰余金の一部を基金に編入することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 59 号

筑紫野市土地開発基金条例等を廃止する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市土地開発基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 筑紫野市土地開発基金条例(昭和46年筑紫野町条例第14号)
- (2) 筑紫野市宅地開発等関連施設準備基金条例(昭和51年筑紫野市条例第26号)
- (3) 筑紫野市地域福祉基金条例(平成3年筑紫野市条例第38号)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 60 号

筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市手数料条例の一部を改正する条例

筑紫野市手数料条例(平成12年筑紫野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表1戸籍、住民票及び自動車の臨時運行等に関するものの項中

1	印鑑登録証明書の交付	1件	300円
---	------------	----	------

を

1	印鑑登録証明書の交付	次項に掲げるものの以外のもの	1件	300円
		多機能端末機による交付		200円

」

に、

3	住民票の写しの交付	1件	300円
---	-----------	----	------

」

を

3	住民票の写しの交付	次項に掲げるものの以外のもの	1件	300円
		多機能端末機による交付		200円

」

に改め、同表5納税等に関するものの項中4の項の次に次のように加える。

4の2	所得及び課税 に関する証明	次項に掲げる もの以外のも の	1件	300円	
		多機能端末機 による交付		200円	

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

(余白)

議案第 6 1 号

筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市税条例の一部を改正する条例

筑紫野市税条例(昭和35年筑紫野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこ

の本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目

のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の筑紫野市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の筑紫野市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定

の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、筑紫野市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 筑紫野市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(余白)

議案第 62 号

筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)に基づき、地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除(以下「課税免除」という。)を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 同意基本計画 法第4条第6項の規定により主務大臣の同意を受けた同条第1項の基本計画(法第5条第1項の規定による変更の同意があったときは、変更後の基本計画)をいう。
- (2) 促進区域 同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号の規定により設定された区域をいう。
- (3) 承認地域経済牽引事業計画 法第13条第4項の規定により福岡県知事又は同条第7項の規定により主務大臣の承認を受けた地域経済牽引事業に関する計画(法第14条第1項の規定による変更の承認を受けたときは、変更後の地域経済牽引事業に関する計画)をいう。
- (4) 承認地域経済牽引事業者 法第2条第1項に規定する事業を行う者で、地域経済牽引事業計画の承認を受けたものをいう。
- (5) 対象施設 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設をいう。

(適用施設等)

第3条 この条例の適用を受ける施設等は、承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画に基づき、促進区域内において新設又は増設をした対象施設の用に供

する家屋、構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(法第4条第6項の規定により主務大臣が同意した日以後に取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)とする。

(課税免除の期間)

第4条 前条の規定に該当する施設等に対して課する固定資産税については、筑紫野市が新たに課税することとなった年度以後3年度分を限度として、これを免除することができる。

(課税免除の申請)

第5条 前条の規定による課税免除の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新たに固定資産税が課されることとなった年度の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を筑紫野市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 規則に定める申請書に記載した項目に変更が生じたとき。
- (2) 課税免除に係る事業を廃止し、又は休止したとき。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請に基づき課税免除の決定をしたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(課税免除の取消し)

第7条 市長は、申請に係る事業が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消すことができる。

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第150条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第127条の規定により青色申告の承認を取り消されることとなったとき。
- (2) 当該事業を行う者が当該事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止の状況にあるとき。
- (3) 当該事業内容が、承認地域経済牽引事業計画の内容と著しく異なるとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な行為により課税免除を受けたとき。
- (5) 課税免除の期間中において、当該事業者に係る市税等を滞納したとき。

(6) その他市長が特に不適当と認めたとき。

(課税免除の承継)

第8条 市長は、相続、合併、譲渡等の事由により、課税免除を受けた者に変更が生じた場合は、対象施設において事業が承継されるときに限り、その事業の承継人の届出により、当該承継人に対して課税免除を継続することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行し、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第 6 3 号

筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年筑紫野市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「同条第17項」を「同条第18項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条－第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則(第20条)

　第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条－第24条)

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雜則(第27条)

附則

　第1章 総則

　(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

　(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が、乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

　(最低基準の向上)

第3条 筑紫野市長(以下「市長」という。)は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 筑紫野市(以下「市」という。)は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生

活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

- (乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 1階の面積は、100平方メートル以上であること。
 - イ 2階の面積は、1階の面積の2倍以上であること。
 - カ 2階の面積は、100平方メートル以上であること。

- ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室と

		<p>は、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年福岡県条例第56号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 福岡県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年福岡県条例第54号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び基準に関する条例(平成26年福岡県条例第36号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第14号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 7 号

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 68 号

筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市体育奨励基金条例を廃止する条例

筑紫野市体育奨励基金条例(昭和53年筑紫野市条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 9 号

筑紫野市立学校体育施設使用料条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市立学校体育施設使用料条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲で、筑紫野市立学校の体育施設(以下「学校体育施設」という。)を社会教育その他公共のために使用させる際の使用料について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料)

第2条 学校体育施設を使用するものは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、別に定める規則により、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、特別な事由があると認めたときは、別に定める規則により、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(筑紫野市立筑紫野中学校及び筑山中学校運動場使用料条例の廃止)

2 筑紫野市立筑紫野中学校及び筑山中学校運動場使用料条例(昭和52年筑紫野市条例第33号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

使用料(1時間当たり)

学校体育施設	施設使用料	照明使用料
体育館	500円	200円
柔道場及び剣道場	300円	100円
運動場	500円	2,000円

備考

- 1 使用料は、この表に定める施設使用料の額と照明使用料の額とを合算した額(照明を使用しない場合にあっては、施設使用料の額)に消費税等を乗じた額とし、使用する施設ごとに算定するものとする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は1時間とみなす。
- 3 体育館の半面を使用する場合は、施設使用料の額と照明使用料の額を2分の1とする。
- 4 学校体育施設を使用するもののうち、筑紫野市内に居住し、通勤し、又は通学している者の割合が7割に満たない場合の使用料の額は、この表に規定する施設使用料及び照明使用料の額を2倍にした額とする。
- 5 この表の規定により算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(余白)

議案第 70 号

筑紫野市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市公園条例の一部を改正する条例

筑紫野市公園条例(平成25年筑紫野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「以下」の次に「この条及び次条において」を加える。

第11条に次の1号を加える。

(10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為

第26条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項に定める監督処分を行うために必要な限度において、警察及び関係機関へ照会することができる。

本則に次の1条を加える。

第32条 市長は、前3条に定める手続を行うために必要な限度において、警察及び関係機関へ照会することができる。

別表第1 1の項中「以下」の次に「この別表において」を加え、「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

別表第5備考第3項中「類似の物件」を「筑紫野市道路及び普通河川占用料徴収条例(昭和58年筑紫野市条例第32号)第2条に定める別表の例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

筑紫野市法定外道路の管理に関する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市法定外道路の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法定外道路の管理に関し必要な事項を定めることにより、法定外道路の保全及び適正な利用を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外道路」とは、筑紫野市(以下「市」という。)が所有する公共の用に供されている道路のうち、道路法(昭和27年法律第180号)又は筑紫野市林道管理条例(平成13年筑紫野市条例第39号)の適用を受けないものをいい、次の各号に掲げる当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

- (1) 法定外道路上の柵又は駒止め
- (2) 法定外道路上の並木又は街灯で市が設けるもの
- (3) 車両の運転者の視線を誘導するためのもの
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- (5) 電柱設置を目的とした市が所有する土地
- (6) その他筑紫野市長(以下「市長」という。)が認めるもの

(占用等の許可)

第3条 次の各号のいずれかに掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、筑紫野市道路及び普通河川占用等規則(昭和58年筑紫野市規則第14号。以下「規則」という。)で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 法定外道路の敷地を占用すること。
- (2) 法定外道路又はその上空若しくはその地下において、工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新設し、改築し、又は除却すること。
- (3) 法定外道路において、掘さく、盛土、切土その他土地の形状を変更すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法定外道路の機能に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項の許可に法定外道路の管理のため必要な範囲内で条件を付すること

ができるものとする。

3 市長は、占用等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利することとなると認められるときは、当該占用等について許可を行わないものとする。

(国等の特例)

第4条 国、地方公共団体又は独立行政法人が、占用等をしようとするときは、前条第1項の規定にかかわらず、市長と協議し、その同意を得れば足りるものとする。

(占用等の期間)

第5条 第3条第1項の規定による占用等の許可の期間(以下「占用等の期間」という。)は、10年以内とし、市長が定めるものとする。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(占用料の徴収等)

第6条 市長は、第3条第1項の規定による占用等の許可を受けた者(以下「法定外道路の占用者」という。)に対し、筑紫野市道路及び普通河川占用料徴収条例(昭和58年筑紫野市条例第32号)及び規則の規定の例により占用料を徴収し、又は減免することができるものとする。

(占用物件の管理)

第7条 法定外道路の占用者は、法定外道路の占用をしている工作物等(以下「占用物件」という。)を常に良好な状態に維持管理をしなければならない。

(占用物件の維持管理に関する措置)

第8条 市長は、法定外道路の占用者が前条に定める占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該法定外道路の占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命じることができるものとする。

(原状回復)

第9条 法定外道路の占用者は、占用等の期間が満了したとき、又はその占用等を廃止したときは、工作物等を除却し、法定外道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 市長は、法定外道路の占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合においては、必要な措置を命じることができるものとする。

(禁止行為)

第10条 何人も法定外道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに法定外道路を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに法定外道路に土石、竹木等の物件を堆積し、その他法定外道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(通行の禁止又は制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法定外道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、法定外道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 法定外道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
- (2) 法定外道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第12条 市長は、法定外道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた法定外道路に関する工事又は法定外道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは法定外道路の補強、拡幅その他法定外道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた法定外道路に関する工事又は法定外道路の維持(以下「法定外道路の工事等」という。)を当該他の工事の執行者又は他の行為の行為者に命じることができる。

2 前項の場合において、市長は、他の工事又は他の行為により必要を生じた法定外道路の工事等の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(市長以外の者の行う工事等の承認)

第13条 市長以外の者は、前条の規定による場合のほか、法定外道路に関する工事の設計及び実施計画について市長の承認を受けて法定外道路の工事等を行うことができる。ただし、法定外道路の維持で法定外道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他法定外道路の構造に影響を与えない軽易なもの(以下「軽易な法定外道路の維持」という。)については、市長の承認を受けることを要しない。

2 前項の規定により市長の承認を受ける場合の手続は、道路法第24条の規定により道路管理者の承認を受ける場合の手続の例による。

3 第1項の場合において、法定外道路の工事等に要する費用は、同項の規定による承認を受けた者又は軽易な法定外道路の維持を行う者が負担しなければならない。
(工事等の施行等)

第14条 第3条第1項の規定による占用等の許可又は前条第1項の規定による承認に係る法定外道路の工事等については、規則第8条の規定の例による。

2 前項の工事後の法定外道路の復旧工事については、規則第9条から第13条までの規定の例による。

(他人の土地の立入り又は一時使用)

第15条 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、法定外道路に関する調査、測量若しくは工事又は法定外道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 日出前及び日没後においては、所有者等の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

5 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の所有者等に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

(監督処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例による許可又は承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更して新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物等の改築、除却工事その他の行為により生ずべき損害を除去し、予防するために必要な施設を設置するとともに法定外道路を原状に回復することを命じることができる。

- (1) この条例の規定又は規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定に基づく許可又は承認の内容に違反している者

- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例による許可又は承認を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができ
る。
- (1) 法定外道路の工事等のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 法定外道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、法定外道路の管理上の事由以外の事由に基づく公
益上やむを得ない必要が生じた場合
- (境界確定の協議)

第17条 市長は、法定外道路の境界が明らかでないためその管理に支障があるときは、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知し、境界を確定す
るための協議を求めることができる。

- 2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会い、境界の確定につき協議しなければならな
い。
- 3 第1項の協議が整った場合には、市長及び隣接地の所有者は、確定された境界を書
面に表し、互いに署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

(機能保全)

第18条 法定外道路の日常的な管理及び清掃は、地元行政区、自治会又は受益者が行
うものとする。

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項の規定に基づく許可を受けなかった者
- (2) 第6条の規定に基づく占用料を納めなかった者
- (3) 第10条の規定に違反した者
- (4) 第11条の規定に基づく通行の禁止又は制限に従わなかった者
- (5) 第12条第1項の規定に基づく命令に従わなかった者
- (6) 第13条第1項の規定に基づく承認を受けなかった者

(適用除外)

第20条 この条例で適用される法定外道路のうち、市が管理する公園その他公共施設
内にあるものは適用除外とする。

(委任)

第21条 この条例に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により法定外道路の使用の許可(以下「旧許可」という。)を受けている者は、この条例の施行の日に法定外道路の占用等の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る占用等の期間は、同日におけるその者に係る旧許可の期間の残存期間と同一の期間とする。

(余白)

議案第 72 号

筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する 条例

筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成19年筑紫野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条に見出しとして「(排出の方法)」を付し、同条第1項を次のように改める。

市長又は一般廃棄物収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して、土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。)は、法第6条の規定により定めて公表した本市の一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に従い、分別し、指定袋に入れて所定の場所に排出しなければならない。

第3条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定袋に入らない一般廃棄物については、次の各号に掲げる枚数の粗大ごみ専用指定シールを貼付して、排出しなければならない。

- (1) 重量がおおむね30キログラム以下のもの 1枚
- (2) 前号に掲げる基準を超えるもの 2枚

3 前項の規定は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、粗大ごみ専用指定シールは貼付されたものとみなす。

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議案第 7 3 号

筑紫野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

筑紫野市飲料水供給施設給水条例(昭和51年筑紫野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の110」を「消費税等」に改める。

第6条第1項中「2箇月」を「2か月」に改め、同条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第7条中「納入通知書」の次に「又は口座振替の方法」を加え、「納付しなければならない」を「徴収する」に改める。

第11条第1項中「停止することはない」を「停止をすることができない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 74 号

筑紫野市水道事業給水条例及び筑紫野市下水道条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

筑紫野市水道事業給水条例及び筑紫野市下水道条例の一部を改正する条例

(筑紫野市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 筑紫野市水道事業給水条例(昭和34年筑紫野町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「1箇所」を「1か所」に改め、同条第2号中「2箇所」を「2か所」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第3項中「前二項」を「前2項」に改める。

第11条第1項中「停止することはない」を「停止をすることができない」に改め、同条第2項中「制限又は」を「制限し、又は」に改める。

第20条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第22条中「1ヵ月」を「1か月」に改める。

第23条第1項中「あたり」を「当たり」に改める。

第25条第1項ただし書中「1ヶ月」を「1か月」に改める。

第27条中「2ヵ月」を「2か月」に改める。

(筑紫野市下水道条例の一部改正)

第2条 筑紫野市下水道条例(昭和58年筑紫野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行

わせることができる。

第13条第1項第1号中「、「令」を「「令」に改める。

第19条中「1ヶ月」を「1か月」に改める。

第20条第1項第1号ただし書中「二」を「2」に改める。

第28条第2項第4号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(余白)

議案第 75 号

指定管理者の指定について

上記のことについて、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

筑紫野市長 平井 一三

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

筑紫野市勤労青少年ホーム、筑紫野市農業者トレーニングセンター、筑紫野市筑紫運動広場、筑紫野市御笠運動広場、筑紫野市山家スポーツ公園

2 指定管理者に指定する団体の名称

筑紫野市大字諸田 169 番地
一般社団法人 筑紫野市スポーツ協会

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第 76 号

指定管理者の指定について

上記のことについて、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

筑紫野市長 平井 一三

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

筑紫野市文化会館

2 指定管理者に指定する団体の名称

筑紫野市上古賀一丁目 5 番 1 号

公益財団法人 筑紫野市文化振興財団

3 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第 77 号

令和 7 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 6 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 78 号

令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第 79 号

令和 7 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平井 一三

(余白)

議案第 80 号

令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 23 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 8 1 号

令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 8 2 号

令和 7 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 8 3 号

令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 3 日

筑紫野市長 平 井 一 三